

会 議 の 経 過

委 員 長（久田伸一君）

それでは、ご起立願います。

よろしく願います。

着席ください。

本日の欠席委員はおりません。

ただいまの出席委員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の決算特別委員会を開会いたします。

開議（午前10時00分）

委 員 長（久田伸一君）

六戸町議会委員会条例第19条の規定により、出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付をしております出席者名簿のとおりになっております。

委員並びに理事者側の皆様をお願いをいたします。

質疑は、決算書のページ数、款、項、目、節の項目等を明示して発言の上、簡潔をお願いをいたします。

また、答弁者も簡潔にお答えをお願いいたします。

なお、今回の委員会は、新型コロナウイルス感染症の対応としまして、別紙の表のとおり、1から5までの5回に分けて課の入替えを行います。その際は休憩を取ります。

議事進行は例年のとおり行い、歳入は3款ずつ、歳出は2款ずつ質疑を受けますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、認定第1号 平成31年度六戸町一般会計決算認定についてを議題といたします。

担当課長より決算の概要について説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、座ったまま説明させていただきます。

認定第1号 平成31年度六戸町一般会計決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成31年度六戸町一般会計決算を監査委員の意

見をつけて議会の認定に付すものでございます。

説明は、この青い決算報告書に基づき、概要を説明させていただきます。

3ページをお開き願います。

下に表がございます。左端の太枠で囲んでいる部分が平成31年度の決算額となります。

平成31年度の六戸町一般会計決算の決算規模は、歳入が57億1,742万7,000円で、対前年度比6.5%の減、歳出は55億4,133万4,000円で、対前年度比5.1%の減となっております。

歳入歳出差引額1億7,609万3,000円で、翌年度に繰り越すべき財源1,205万9,000円を差し引いた実質収支は、1億6,403万4,000円の黒字ということになります。このうち8,500万円を基金に繰入れし、残りの7,903万4,000円は令和2年度への繰越金となります。

また、ここには記載しておりませんが、財政運営の健全度を測る指標として用いられます経常収支比率は88.4%で、前年度より1.1%の減となり、その分、財政の健全度は増した形となっております。

次に、5ページにまいります。

5ページの上段、第4表になります。

歳入の款別決算額対前年度比較になります。

前年度に比べて増加した主なものといたしましては、1款町税、11款地方交付税、15款国庫支出金、16款県支出金、20款繰越金などが増加しております。

一方、減少した主なものとしましては、6款地方消費税交付金、13款分担金及び負担金、19款繰入金、それと22款町債などが減少しております。

一般財源と特定財源については、その下の第5表に、自主財源と依存財源につきましては、第6表のとおりとなっております。

なお、歳入の内訳につきましては、6ページから13ページにかけまして、款を追って掲載しております。

次に、歳出の内容につきましては、16ページをお開き願います。

16ページの第9表、性質別歳出決算額の状況により説明いたします。

まず、義務的経費につきましては22億2,676万2,000円で、前年度よりは0.7%増加しております。その内訳といたしましては、人件費と公債費は減少しておりますが、扶助費につきましては増加傾向が続いてきている状況でございます。

続いて、その他の経費は27億2,803万4,000円で、前年度比2億3,557万円、9.5%の増となっております。内訳を見ますと、物件費、維持補修費は減となっておりますが、補助費と

積立金は増となっております。特に積立金につきましては、2億3,000万円を超える大幅な増となりました。

投資的経費の普通建設事業費は5億8,651万1,000円で、前年度比、前年度の半分程度になっております。前年度の平成30年度は、体育館なり、大曲小学校の増築等の大きな工事がありましたので、その関係で大幅な減となっております。

18ページからは、平成31年度決算における施策の概要を款を追って掲載しております。簡単ですが、以上で説明を終わります。

委員長（久田伸一君）

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

最初に、歳入歳出の総括について質疑を受けます。

1ページから18ページまでであります。

質疑ございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認め、次に歳入事項別明細書の質疑に入ります。

まずは、1款から3款までの質疑を受けます。

19ページから24ページまでであります。

質疑ございませんでしょうか。

下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

19ページの固定資産税についてお伺いします。最近、新聞を見ると、太陽光発電の倒産が増えてきているという記事を見たことがありますけれども、その原因は売電単価が下がったためということですが、六戸にそういう例がないのかどうか確認します。

委員長（久田伸一君）

税務課長。

税務課長（吉田史明君）

ただいまの質問にお答えします。

平成31年度において、太陽光発電施設がなくなった、やめたという事案はございません。今現在でも、六戸町内、小規模であります。太陽光発電の設備を造る方、設置する方、まだ増えております。なので、なくなった、やめたという事例はまだございません。

以上です。

委員長（久田伸一君）

8番、下田敏美君。

8番（下田敏美君）

町長にお願いですが、倒産して放置されることのないように、これから監視というか、そういうことをしていただきたいなと思います。

委員長（久田伸一君）

町長。

町長（吉田 豊君）

実際、非常に、設置して以降、全国的には経営権を譲るというようなケースが結構数年前からもう既にあります。その後大きく六戸町が設置されたわけですが、今のところは、経営者が替わるというのは、もしかすればあるのかもしれませんが、現在のところ、それが倒産等によってできないというようなケースは全国的にも一応ないみたいですが、あまりないようです。

特にこっちのほうとしてはそういう例がありませんので、私どもとしては強制的に経営内容に意見を述べるわけにはいきませんが、あくまでも設置した以上は責任を持ってやるように私どもに面会に来たときにはお話をしたいなと、伝えながらやっていきたいなというふうに思います。

委 員 長（久田伸一君）

8 番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

一番心配なのは、小松ヶ丘の住宅団地、もし放置されていた場合、あれだけ人口が住んでいますので、非常に大変なことが始まるなと思いますので、今後とも行政としてしっかり管理してほしいなと思います。

委 員 長（久田伸一君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まさにそのとおりだと思いますので、まず20年という一つのスパンがありますので、その辺の逆にしっかりと後片づけ的な意味をやるかどうかということも注視しながら、状況を見ながらいくべきだというふうに思っておりますので、そのようにしたいと、注意しながらやってまいりたいと思います。

委 員 長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委 員 長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

次に、4款から6款までの質疑を受けます。

23ページから26ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

次に、7款から9款までの質疑を受けます。

25ページと26ページであります。

質疑ございませんか。

高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

25ページ、8款、9款、自動車取得税交付金と環境性能割交付金、それからこの青色の冊子のほうの7ページ、下段のほうにあります自動車取得税交付金、この青色のほうを見れば、前年度より600万円ちょっと減っています。それともう一点は、この環境性能割交付金、これは新たな項目だと思います、この前の説明で。そういったところで、なぜこの平成31年度は減じたものか、それからこの環境性能割交付金というのは、なぜまた新たにできたものか、そこら辺のところを説明願いたいと思います。

委員長（久田伸一君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

ご説明いたします。

まず、自動車取得税交付金につきましては、自動車取得交付税に関しては、以前より、消費税のある中で、二重課税じゃないかというような話が議論されており、自動車取得税交付金につきましては昨年の9月末日をもって廃止となりました。それに代わって、今度は環境問題がクローズアップされてきておりますので、環境性能割という交付金が新たに設けられたという流れになってございます。その関係で自動車取得税交付金は大幅に減ったということになります。

以上でございます。

委員長（久田伸一君）

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

一つ、この青色の冊子のほうのこの交付基準ですけれども、この意味合いのところをもうちょっと分かりやすく説明いただきたいと思います。ということは、この取得税交付金で95%の10分の7と、町道の延長及び面積、ここら辺がちょっと我々に理解できない部分があるので、もうちょっと分かりやすく説明願えないものかと。案分という、交付されるというふうにありますけれども、町道の延長及び面積で案分されると、ここら辺ちょっと説明していただきたいと思います。

委 員 長（久田伸一君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

自動車取得税は、まず県税でございます。県が一回集めたものを制度に基づいて各市町村へ配分するという仕組みになってございます。その配分の際の各市町村への配分額を計算する仕方が、その町の町道の延長及び面積で配分されると、計算されるというような流れになっております。

よろしいでしょうか。

委 員 長（久田伸一君）

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

ということは、例えば町道が延長とかなれば、これは交付額が増えるというふうに理解してよろしいんですか。

委 員 長（久田伸一君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

そうですね、市町村の面積が大きい、もしくは町道の長さが長いところには多く配分になるということになりますね。

7 番（高坂 茂君）

ちょっと町の面積が増えるというのはなかなかないと思うのですが、道路であれば延長する場合もあると、そういうふうに理解してよろしいですか。

委員長（久田伸一君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

はい、そのような理解でよろしいと思います。

7 番（高坂 茂君）

分かりました。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

それでは、質疑なしと認め、次に10款から12款までの質疑を受けます。

27ページと28ページであります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

ここで入替えのため暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時15分）

再開（午前10時16分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、13款から15款までの質疑を受けます。

27ページから40ページまでであります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

次に、16款から18款までの質疑を受けます。

39ページから52ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

次に、19款から最終22款までの質疑を受けます。

51ページから60ページまでであります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

以上、歳入の質疑を終わります。

ここで入替えのため暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時17分）

再開（午前10時18分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

続きまして、歳出の質疑に入ります。

最初に、1款から2款までの質疑を受けます。

61ページから100ページまでであります。

質疑ございませんか。

7番、高坂委員。

7番（高坂 茂君）

74ページ、13節委託料の備考欄のところで、町有地（坪毛沢）管理道路設計業務とあります。これについて説明いただきたいと思います。

委員長（久田伸一君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

説明いたします。

町有地（坪毛沢）というのが旧フジ製糖跡地の部分になります。一部は太陽光パネルが設置されておりますが、それ以外の部分、町が管理しておりますが、その中に管理用の周遊道路が中を通っております、その中のちょっとした沼から水路が流れておりまして、木製の橋が架かっておりました。その橋が大分老朽化が進んで非常に危険な状態になったので、そ

の橋を設計、あとはその前後の道路も少し設計をお願いした委託料でございます。

以上でございます。

委 員 長（久田伸一君）

よろしいですか。

7番、高坂委員。

7 番（高坂 茂君）

現場は見たことないんですけれども、そういうふうに周遊道路とか橋とか、結構広い土地だと思えるんですけれども、将来的に有効利用というのは考えているのかどうか、そこら辺分かりましたら。

委 員 長（久田伸一君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

あの土地の利活用については、庁舎内部の検討委員会を立ち上げていろいろ検討はしておりますが、今のところまだ方針を決めていない状態でございます。

委 員 長（久田伸一君）

よろしいですか。

ほかに。

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

70ページの文書広報費の中に区長報酬とあるわけでありましてけれども、金額が371万7,000円、この区長報酬というのは、これは行政連絡員の報酬であるというふうに読んでよろしいのか、まずそこのところをお尋ねしたいと思います。

それから、一括質疑になりますから、73ページの財産管理費についてもお尋ねしたいと思います。

町が管理をする土地等につきまして、桜ヶ丘住宅があるわけなんです、現在まだ1名の方が入居されているわけでありまして。これ、将来における活用の仕方というんでしょうか、以前お尋ねするところによれば、町長の考え方は公園というふうなお話も出ましたけれども、ただ、まだ現在1名の方が利用されているという現実を考えたときに、なかなかその考え方が前に進まないというようなのが現実だろうというふうに思います。

今の段階で、旧桜ヶ丘住宅の跡地を利用するというふうな考え方、どのような形で利用する、そういうような考え方があればお尋ねしたいと思います。館野住宅の跡地のような、ああいうふうな売払いというんですか、払下げというんですか、そういうふうな考え方もあるのか、この2点についてお尋ねします。

委員 長（久田伸一君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

総務課です。最初の質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、区長報酬というのは行政連絡員のことでありまして、略して区長というふうに名のっておりますので、行政連絡員の広報等の配付業務に関わる報酬でございます。

委員 長（久田伸一君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

桜ヶ丘団地でございますが、今ご質問ありましたとおり、将来、公園等にということで考えているのは確かでございます。ただ、ご質問にありますように、計画的にやっていかなければなりませんので、お一方がお住まいである以上は、特別何らかをなすということを仕向けるべきではないというふうに思っておりますので、一応、管理だけはしているという状況でございます。もし立ち木等でいろいろ問題があるというのであれば、それなりの、今申し上げた木の話がありましたけれども、そういうのを切る、何するというのは、状況を見ながら対応を管理のためにやっていくべきだろうというふうに思っているところでございます。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

そういたしますと、まず区長の報酬から再度お尋ねしたいと思いますが、先ほど課長の答弁でありますと、行政連絡員、略して区長というふうにお話をしたわけなんです、非常にそれに対する抵抗するものがあるわけなんです、いわゆる行政連絡員と区長と同じだというようなことなんです、この行政連絡員に対する報酬の計算の仕方、それを計算の仕方があるということは私も大体想像がつくんですけども、いわゆる数ある町内会の中でそれぞれの報酬の額が違うわけでありまして、その計算の仕方があると思うんです。それともう一点は、この行政連絡員という役割はどういうふうなものがあるのか、また町ではどういうふうなことをこの行政連絡員にお願いしているのか、改めてお尋ねしたいと思います。

委員長（久田伸一君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

それでは、お答えいたします。

報酬につきましては、均等割が2万円、班数割が5,000円、世帯割が500円となっております。その業務につきましては、毎年1月に新しい区長さんに集まっていただいて、区長会議を実施しております。その中で業務については説明しておりますけれども、広報等、各課の配布物及び赤い羽根等の募金等の業務をお願いしているところでございます。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

その中でも、書類の配付とか、いろいろと町からの連絡事項等々もお願いをして、組織をする町内会の会員の方々に町からのそのようなものは届けているかと思うんです。

そこでお尋ねしたいんですが、町内会に入会をしていない方に対する町からの今のような連絡はどのようにされているのか。これは行政連絡員、その行政の中に町内会の、行政連絡員イコール区長だというような話をしているわけですから、その町内会の中の町内会の会員の方には、この町からの連絡とか、そういうような書類等は確実に届くと思うんですが、その区域にあって町内会に入会をしていない方に対する町からの連絡はまず届いているのか。また、届いていないとすれば、どのような方法で届けているのか、連絡をしているのか。

今、私はここに行政連絡員設置規則というようなものを持っております。この中には、この第6条の中には、非常に大事なものが書かれてあるんですね。書類の配付のことなんですが、主に書類の配付、それから町からの連絡等のことなんですが、イからルまでそういうような非常に大事なことも書かれてあります。最後に、その他町長が必要と認めるもの、そういうようなものの連絡をしている。

それは、町内会に入会をしている方には確実にそれらのものは届くんでしょけれども、入会をしていない方、入会するのは個人の自由だと思いますけれども、または入会したくてもできない理由があって入会をしていない方もいらっしゃると思うんです。つまり入会をしていない方に対してはどういうふうな連絡をしているのか、届けているのか。

委員長（久田伸一君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えします。

町内会に入っていない方への連絡につきましては、広報等については、各町の施設等々で置いて、必要な人についてはお取りいただいていると。また、町にも、そういう役場、総務課にも準備していますので、必要な方は取りに来ていただいているという形でございます。

正直に申しまして、これは各地で問題、課題となっている事項でありまして、近隣の市町村でもそういう問題があり、町内会に入っていない人には独自で個別に郵送、もしくは委託をして毎月配付していただいているという町村もございます。うちのほうも町内会に入っていない人にとっては情報が届いていないことになるかと思っておりますので、その辺は今後の課題として検討してまいりたいと思います。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

今後の課題という、今までそういうふうな問題があるということが分かっていて、今後の課題ということはないと思うんですね。即対応、対策をしなければならないと思うんです。郵送したり、その前には必要な方には取りに来ていただくというふうなことなんです、それはそれでいいでしょう。郵送をするということは、これは町ではやっているんですか。税を支出して、郵送費をかけて、そういうふうな文書等を届けているわけですか。

委員長（久田伸一君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えいたします。

どうしても高齢者で歩行が困難とか、町外の方でもどうしても町の広報紙、広報だけ欲しいと、見たいという方には郵送しているケースもございます。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

分かりました。これ町内会に入っていない方にでも、それ相当の経費はかかるんでしょうけれども、今、郵送しているというふうなことも確認をしましたので、町内会に入っていない方、町内会に入会するのを促すのもそれは必要だと思います。この行政連絡員をお願いをして、この配付をするというふうなもの一つの方法だと思うんです。

ただ、先ほどお尋ねをすれば、区長、行政連絡員の手当てというふうなものは、いろんな計算の仕方があるわけでありますが、終わりのほうに1件当たり500円というふうな数字も出てきました。ですから、この500円を付加するというんですかね、町内会に入っていない方のところにも配付していただきたいと、それに対する報酬というふうなものをプラスして

お願いをするということも一つの方法だと思うんです。

つまり何を私が申し上げたいかというと、町のそういうような連絡というようなものは、町民全員に渡らなければならないわけなんですね。そういうふうな基本があるわけでありますから、ひとつ検討していただきたい、即実施をしていただきたい、このことをお願い申し上げます。

70ページの……

委員長（久田伸一君）

待って。答えをやりますので。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

ただいまの質問にお答えいたします。

その件につきましては、1月の区長会議で、できるだけ町内会に入っていない世帯にも配付していただきたいと、配付していただいた上には、世帯割の500円についてはお支払いしますということで、毎年、区長さんから、班数と世帯数を把握しておりますので、それに加えて報告してくださいということで実施しております。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

じゃ、1月にそのようなお願いをしてあるとすれば、今現在はどうなっているんですか。完璧に皆さんに届いているの。

委員長（久田伸一君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

お答えします。

町内会に入っていない人全員にというわけじゃなく、区長さんが、町内会に入っていない人も、その人から要望があつて届けると、区長さんが自主的に届けるというふうにした場合には、報告していただければその分お支払いしていますよということでございます。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

おっしゃっていることは十分理解できます。そうではなくて、町内会に入っていない方にも文書等については確実に配付していただきたいというふうなお願いをすれば、区長は嫌とは言わないと思うんです。それがまた町内会に入会をする一つのきっかけにもなる可能性もあるわけでありますから、ですから500円という金額が高いのか安いのか、それは分からないけれども、いわゆる足を使って行くわけでありますから、そういうような計算で報酬の額を決めて支出をしているわけでありますから、ですから町内会に入っていないところに関しては、確実にこれは渡してほしいというようなものを役場から、町からもお願いをしなければならぬ立場にいると思うんですよ。

ですから、これは1月にそういうようなことをしたというわけですから、そうすると、そういうような話を答弁すると、じゃ今現在どうなっているんですかということを知りたくなるんですよね。ですから、それはそれとして、これはまた再度区長さんの方々にお願いをするというようなことで、お願いをしてやったらいいと思います。

それから、例の財産の管理なんですけれども、桜ヶ丘住宅の跡地につきましては、これはもうそろそろ、どうでしょう、まだ入居者がいるわけでありますけれども、その青写真みたいなものを頭の中に置いておくことも大事ではないのかなというような感じはしているんですね。将来、公園的なもの、それから払下げというんですかね、そういうようなものについてもしっかりと頭の中に置いて取り組んでほしいというふうなことをお願いいたしまして、質問を閉じます。

委員長（久田伸一君）

答えなくてもよろしいですか。

11 番（山本 実君）

いいです。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

次に、3款から4款までの質疑を受けます。

99ページから128ページまでであります。

質疑ありませんか。

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

126ページ、それから青色は35ページ、36ページ、2つほど質問あるんです、同じページで。1つずつでいいですかね。よろしいですか。

委員長（久田伸一君）

はい。簡単に簡潔にやってください。

7 番（高坂 茂君）

では最初に、一番上段の備考欄のところの各種がん検診等業務とあります。それから、その下の補助金のところ、がん検診精密検査受診助成補助金とあります。

検診については、特定健診の中でがん検診やっているわけで、その中で要精検となった場合の数がここに書かれております。水色のほうですね。35ページに、がん精密検査助成事業、下のほうですね、対象者79名、受診者が46名とあります。利用率が58%ちょっとですね。私はこれは非常に低い率だと思うんですね。せっかく検診を受けて、精密検査を受けなさいと多分案内していると思います。その割には全然、この率じゃ私はちょっとおかしいなと思

います。そういったところで、このようなことに対しての対応をどのようにしているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

委員長（久田伸一君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

がんの精密検査の助成のところでございます。昨年も質問をいただいていたような気もしますが、100%を目指していくべきだということもあるかと思えます。昨年度もちょっと低くて50%ぐらいでした。今年度は58.2%、若干伸びてはいますけれども、やっぱりまだまだ100%には届いていないところかなとは思っております。

今回、コロナの影響もあって、3月ぐらいから検診に行かなくなってしまって、なかなか催促というか、受診をしてくださいよというお願いはいろいろ電話等ではさせていただいたんですが、なかなか伸びられなかったというところがございます。越えて今年度に入ってから行かれている方も何名かはいますけれども、まだまだやっぱり100%には届いていない状況でございます。

以上です。

委員長（久田伸一君）

7番、高坂茂君。

7番（高坂 茂君）

昨年も同じような質問をして、大体同じ回答なんですけれども、私は、コロナは関係ないですよ、この資料は、昨年度ですから。そういったところで、この数字を改善するために、こっちのほうでも考えなさいと言っているわけで、ただ電話で、はい、分かりましたでこの数字だと、ちょっとこれはどうしたものかと思いたくなるわけで、やはりしつこく、90%、最低でも9割ぐらいは行って当たり前だと私は感じておりますので、課長には、そこら辺、具体的な対応、ひとつその心意気をちょっとお聞きしたいなと思えます。

委員長（久田伸一君）

福祉課長。

福祉課長（館 泰之君）

申し訳ございません。一応、二、三回は催促のような電話と、結局、訪問のほうはちょっとなかなか後半できない部分ではございます。うちの集団検診等も、がん検診ちょっと時期が遅いというのもありまして、実際の勧奨が年を越えてからの勧奨ということもあって、なかなか強く、すぐ行ってくださいよという感じの言い方もちょっとできないところもあって、受けましたかという質問と、こういう助成もありますのでぜひという促すことでの勧奨になっておりますので、100%になっていないところかなと思いますけれども、なるべく回数を増やしていければなとは思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（久田伸一君）

7番、高坂茂さん。

7番（高坂 茂君）

多分、受けない理由は何らかあると思うんですね、このぐらいの数字だと。受けない理由をひとつ問いただして見て、行っている暇がないのか、仕事上、そういったところもやはり糸口として、これからの改善するためには一つの方策かなと。ただお願いする、一方的にしても、この数値はなかなか上がらないのかなと思いますので、そういったところを聞き取りなんかして、ぜひとも9割ぐらい、来年はこのベンチマークが9割いくようにしてください。

次に、その下のほう、浄化槽のところありますね。浄化槽推進事業と浄化槽設置整備費、それから単独処理浄化槽撤去費とあります。この意味合いのするところをちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1つ目の浄化槽推進事業補助金ですが、これは町の単独事業の補助金であります。

これについては、5人槽が標準設置額83万7,000円という単価がありますが、この3分の2を補助するというものです。

次の浄化槽設置整備費補助金ですが、これは国の補助事業で実施しているもので、5人槽については35万2,000円の補助金を交付するというものです。

一番下の単独処理浄化槽撤去費補助金ですが、これが平成31年度から新たに始めた補助金で、既存の単独式の浄化槽を使っている方が合併浄化槽に交換したときに、その古い浄化槽を撤去した場合に補助金を交付するもので、限度額は1基当たり9万円というふうな単価になっております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

7番、高坂茂君。

7番（高坂茂君）

36ページのほうに設置基数とかが書いてありますのでよく分かりますけれども、実際、毎年補助金を出しているわけで、今のこの合併浄化槽の進捗状況というんですか、設置率というのはどのぐらいのものか教えていただきたいと思います。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいま資料が手元にございませんで、後ほどお答えしたいと思います。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番、松橋一男君。

2番（松橋一男君）

ちょっと教えていただきたいんですけども、分からなくて、61ページの議会費。60ページもう終わっていたか。

委員長（久田伸一君）

もう終わっていましたので、すみません。

2 番（松橋一男君）

ずっと中見ていました。すみません。じゃ、後でいいです。個人的に聞きます。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩をいたします。

11時5分までといたします。

休憩（午前10時47分）

再開（午前11時03分）

委員長（久田伸一君）

それでは、休憩を閉じ、会議を開きます。

建設下水道課より、先ほどの高坂茂委員の質問に対し説明をしたい旨の申出がありましたので、発言を許します。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

先ほどの質問の平成31年度末の合併浄化槽の整備状況についてお答えしたいと思います。

まず、平成31年度末で合併浄化槽を設置している世帯数ですが、593世帯、人口では4,437人で、町の人口1万994人で算定すると、整備率は40.3%という状況となっております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

よろしいですね。

次に、5款から6款までの質疑を受けます。

127ページから138ページまでであります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

次に、7款から8款までの質疑を受けます。

137ページから158ページまでであります。

質疑ありませんか。

5番、杉山茂夫君。

5番（杉山茂夫君）

156ページ、8款土木費の公園費の中で、委託料の中に館野公園清掃管理業務とかございます。ここで私がちょっと質問したいのは、今、館野公園の現状の中で、実は今、コロナ禍の中で大変キャンプ場がいろんな方たちが出入りするようになってきたというのが率直な印象です。

実は今の館野公園の奥にキャンプ場があるんですけども、そこにも今の週末は15張りぐらいテントが立っていました。平日でも1張り、2張り立ったりしております。隣のおいらせ町の下田公園のキャンプ場もかなり使われております。

今、やはり密閉を避けてということで、テントで家族で旅行したりとか、そういうことも

あると思うんですが、その部分で、今の館野公園の部分のキャンプに使われている部分の公園の管理で、例えば、車が芝生の中ずっと入り込んで奥まで行っているとか、それからあと、今のキャンプ場のほうだけではなくて、東側のいわゆる駐車場があって、新しくできたいわゆる親水公園の向こうのほうにも、テントだとか、そしてまた、あそこは屋根つきの椅子テーブルのところもあれば、そういったところでもしている。いろんなところから車が来てキャンプしているという実態ですが、まずそういう実態については、管理している建設下水道課のほうで把握しているかどうか、それをちょっと確認したいと。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

管理の状況なんですが、今年度、町民の方から、キャンプに来ている方が芝生のほうに車で乗り入れしているというふうな通報とか、あと残った炭を芝生にあけているというふうな通報がございましたので、車の乗り入れの方については、すぐ行って注意をして、出てもらっております。そのほかに対策としては、キャンプの使用のときの注意事項の看板等も立てて注意喚起をしております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

5番、杉山茂夫君。

5番（杉山茂夫君）

それで、実は、館野公園のキャンプ場は、あれは10名以上の団体以外は無料というんですか、届出なしになっている。そして、なおかつ無料なんですよね。ということは、勝手に来て何も名のらずにも誰でもキャンプができるというのが、逆に言えば来やすいのかも分かりませんが、ちなみに、近隣のさっき言いました下田公園のキャンプ場は、テント1張り600円払うことになっています。その600円を払うときに、いわゆるその役所の、あれは何というんですか、農林改善センターだったか、農業改善センターだったか、そのところに電話して、そしていわゆる申請して、払って、そしてキャンプするという体制になって

いると。

六戸の場合は、そういうものがないものだから、管理するときに、どういう方がここに来ているとか、あるいは、例えばごみだとか、いろんな処理の部分で、お金を取る取らないは別にしても、これから例えば、今のビオトープだとか、いろんな形での部分で、使った人たちが何かの形で、例えばワンコインでもいいから、そういう形で貢献できるんじゃないかなと思っているんです。その辺の考え方というのは何かあるのでしょうか。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

現在、公園内使用許可という許可制度があつて、10人を超える団体の場合は使用許可の申請を出してもらつて、許可をしておりますが、10人以下の小規模であれば、その申請は省略して使用させております。

近隣市町村でテント1張り600円というふうな有料で使用させているということを知りましたので、今後、近隣市町村のそういう使用料の状況を調査して、六戸町の今後の使用料等を検討したいと思っております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

5番、杉山茂夫君。

5番（杉山茂夫君）

それからもう一つ、先ほど、キャンプしている人たちが、今のキャンプ場と言われる、いわゆる炊事場があるそこ以外にも、例えば東側の駐車場の親水公園のほうにも人が、あっちのほうもキャンプ場として見ているんですか。それとも公園全体なのか、あそこのいわゆる炊事場のある周辺なのか、その辺がちょっと。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

キャンプする場所については、特に場所を定めておりませんので、現在のところはどこでもテントを張れる状況となっております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

5番、杉山茂夫君。

5番（杉山茂夫君）

であれば、私、ちょっと一つ提案あるんですが、東側のいわゆる大きい駐車場があって、そこにトイレがあります。トイレのところ、トイレというのは、ちょうど手前のところに軒がずっとありまして、結構雨のときでもそこスペースがあるんですけども、その前に今ベンチがずっとあるんですよね。私、思ったんですけども、キャンプのときって、最近、例えばこっちの炊事場みたいに、そこでまきを燃して煮炊きするということはしないで、最近みんな、いわゆるガスボンベを持ってきてみんなやるんですよ。ただ、必要なのはきつと水だと思うんですね、水。炊事場が、もしかして東側のほうでそういう例えばキャンプしたりなんかするときには、水があれば非常に皆さんもいいのかなと思います。

それで、いわゆるトイレの前のちょうどそのひさしというのか、軒が出ているところにも、ひとつ流し場をちょっと造って、そのまま水を引っ張れば、それだけで結構便利なキャンプ場というんですか、そういう形にもなると思うんですが、もし大した金額がかからなければ、そういう形の提供の仕方もいいかと思って提案します。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

来年度予算に向けて検討してみたいと思います。

以上です。

委員長（久田伸一君）

よろしいですね。

5 番（杉山茂夫君）

以上で終わります。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

8 番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

148ページの土木費、工事請負費について建設下水道課長からお伺いしたいと思います。

昨年、七百地区稲生川沿いの道路工事をしましたけれども、その工事名、工事内容、請負金額、延長、面積についてお伺いしたいと思います。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

昨年度、七百の稲生川沿いの砂利道を簡易舗装工事をしております。大体延長的には150メートルから200メートルくらいだと思いますが、ここの工事請負費のところの課目ではなく、14節の使用料及び賃借料という節があるんですが、ここの町道維持補修用機械借上、決算額596万5,498円になっていますが、この機械の借り上げで簡易舗装の工事を行っております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

8 番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

今、簡易舗装という言葉を知りましたが、私、現場を見れば、去年やったときは簡易舗装というのは見たかなと思うんですが、冬を越したらただの砂利道でした。

それで、私、今日、委員長いいですか。

委員長（久田伸一君）

はい、何でしょうか。

8 番（下田敏美君）

まず見てください。

私から見ればただの砂利道にしか見えません。これで簡易舗装というのであれば、ちょっと違うんじゃないかなと思うんだけど、課長の意見はどうですか。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

工事の内容が、アスファルトの切削材を町のほうでストックしておりまして、その切削材を利用して、敷きならし、締め固めをして、アスファルト乳剤をかけて、その後、砂を散布しております。その切削材の厚さというのは大体10センチくらいですので、冬場気温が低いと凍結して破損する場合がありますので、先ほど名称的には簡易舗装と言いましたが、切削材を利用した締め固めをした後に乳剤を散布しておりますので、簡易舗装という言葉がちょっと適切じゃないかもしれませんが、アスファルト切削材を敷いて固めたものだというふうにご理解願いたいと思います。

委員長（久田伸一君）

8 番、下田敏美君。

8 番（下田敏美君）

私から見ると、せいぜい防じん処理をしたかなという程度にしか見えないんですが、やっぱり技術系の建設下水道課であれば、簡易舗装というのであれば、やっぱり最低でも表面処

理するべきだと私は思うんですが、どうですか、課長。

委員 長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

今回の稲生川沿いの簡易舗装については、必要最小限の予算で、地域のほうからも要望がありましたので、その予算の範囲内で行ったもので、本当は普通の舗装をやればいいんですが、なかなか財源的に難しいので、今回こういうふうな簡易舗装的なものになりましたので、ご理解を願いたいと思います。

委員 長（久田伸一君）

8番、下田敏美君。

8番（下田敏美君）

でも、工事名が簡易舗装だから、やっぱりメンツにかけても簡易舗装らしくしないと、私はちょっと住民ががっかりだと思いますよ。

委員長、やっぱりこの問題は、今日、現場を、代表監査委員から現場を見てもらって、私、今、砂利道と言ったんですが、代表監査委員どう見るか、今日午後でも現場を見てもらって、あした委員会開催前に代表監査委員の意見を聞いて、私の意見、質問を終わりたいと思いますけれども。

委員 長（久田伸一君）

建設下水道課なり、代表監査委員、いかがですか、今の発言に対して。

見てみますということであればそうですし、そうでない建設下水道課に任せますというふうになれば建設下水道課なりがそれなりにしますし。

代表監査委員（吉田 透君）

じゃ、午後にでも、終わったら現場確認してきます。

委員長（久田伸一君）

現場を確認するそうですので。

8番、下田敏美君。

8番（下田敏美君）

やっぱり課長、簡易舗装と言ったからには、やっぱりメンツにかけて、ある程度、簡易舗装という言葉が適切なように現場をしてほしい。

とにかく今日午後、じゃ、代表監査委員、現場を見てください。私が見るには砂利道としか見えないけれども。

委員長（久田伸一君）

よろしいですか。

それでは、建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

午後、現場を確認します。

以上です。

委員長（久田伸一君）

分かりました。

8番。

8番（下田敏美君）

多分、今年やったのも、冬を越せばただの砂利道になると思います。現場を見ると、もう自然に草が生えているんですよ。去年やったところは。だから、ここ一、二年でまた砂利道にそのまま戻るなど、そう思っていますので、とにかく今日午後現場を見て、あした回答して、私の質問を終わります。

それでいいですか。

委員長（久田伸一君）

それでは、午後、代表監査委員、建設下水道課、両名が現場を見て、明日報告するという
ことよろしいですね。

(「はい」の声あり)

委 員 長 (久田伸一君)

ほかに質疑ございませんか。

4 番、長根一男君。

4 番 (長根一男君)

それでは、8款土木費の148ページの道路法面支障木等剪定・伐採業務についてお尋ねし
ます。

これは定期的に行っているものか、支障が出たときに行っているものかをお聞きしたいと
思います。

委 員 長 (久田伸一君)

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

ただいまのご質問にお答えいたします。

この道路法面支障木剪定・伐採業務については、毎年行っているもので、昨年度は13路線
を行っております。それで、これはのり面とかというふうに、道路敷地の支障木について伐
採するものと、あと街路樹の剪定を行っているものです。民地の木の枝が出て支障になって
いるところについては、連絡があれば所有者の方に町のほうから文書で枝の剪定依頼をして
おります。

以上です。

委 員 長 (久田伸一君)

4 番、長根一男君。

4 番（長根一男君）

説明の仕方は分かりますけれども、のり面のことについて、木が大きくならないうちに剪定というか伐採したほうが、私が見ていると、ちょっと沖山平のほうなんだけれども、木が大きくなり過ぎてから伐採に取りかかっているという、のり面なところで作業も大変なところで、小さいうちに伐採したほうがいいのかと思って、今質問しました。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

のり面の伐採については、小さいときに切ったほうが手間もかからなくて作業効率がいいので、早いうちに切るように努めているのですが、結構延長もありまして、やむを得ず少しずつ計画的に実施しているところです。

以上です。

委員長（久田伸一君）

4番、長根一男君。

4 番（長根一男君）

分かりました。できるだけ作業がはかどるような業務をお願いしたいと思います。
以上で終わります。

委員長（久田伸一君）

よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

145ページの道路橋りょう費維持費についてと149ページの道路新設改良費、このことについてお尋ねをします。

まず、145ページの道路維持費のことをございますけれども、町の財産の管理のところでお尋ねすればよかったのか、そういうような考え方もあるんですが、小松ヶ丘町内会の環状線と申し上げますか、外回りの道路なんです、ちょうど三沢市との境のところでありまして。一部、歩道としての利用ができなくなっているところがあり、大変危険な状況であるわけがあります。これはあの状態を見ますと、かなり前からそのような状態になっているのだろうというふうに想像がつくわけでありましてけれども、これは担当課として、そのところは分かっておられますか。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ご質問の件ですが、大曲金矢線の町道で、春日台側の歩道が大分前から花とか木が歩道に植えられて歩行者が通れないような状況の場所がありました。それで、先週その植えている方に対して文書で注意を行って、今後、その花とか木を片づけてもらうことをお願いしております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本実君）

それを聞いて安心いたしました。ただ、大分前からということでありましてけれども、これは大分前からそのようなことにお気づきになられていて、どうしてまた今の段階で行動に移すことになったわけでしょうか。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

やはり私も現場を見に行ってきたんですが、もう人が全く歩けないような歩道となっておりましてので、これだと交通事故が発生するおそれもあるので、危険だと判断しましたので、今回、花を植えている方に注意をお願いしました。

以上です。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

よろしくお話をしますというお話をしたいんですけども、いわゆる管理の問題ですよ。町の財産の管理の問題、そこにも及んでくるのではないのかなど。どのような管理をしているんだというふうに話もしたくなる、あの現場を見ますと、そういうふうな考え方にもなるんです。ただ、相手方から了解をいただいて、整備というんですかね、元の歩道の状態に戻すということでもありますから、ひとつよろしくお話ししたいと思います。

それから、149ページ、道路新設改良費のことでお尋ねしたいと思います。

第2大曲線、これの完成見通しについてお尋ねしたいと思います。

計画的に進めているということは私も聞いてありますし、今年度は設計の段階ですかね。そういたしますと、順調に考えますと、来年度でもって完成をするのか、利用できる状態になるのか、この辺の見通しについてお尋ねしたいと思います。

先にこれ、じゃ、お願いします。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

第2大曲線の道路改良についてですが、この道路は大曲地区から小松ヶ丘地区に抜ける町道であります。今年度から国の補助事業を適用して、今年度は測量設計を行います。先月8月の入札で既に発注しております。

それで、今後の予定は、来年度、用地買収を行って、その後、工事のほうに取りかかりたいと思っております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

よろしく願いをいたします。

次に、大曲町内会の中で、一部未舗装の部分があるということは担当の課もご存じのことであると思います。この約80メートル、100メートルぐらいですかね、未舗装の部分があるわけなんですけど、なぜ未舗装になっているのか、このことについてお尋ねをします。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

大曲柳沢線のことですが、ここの区間については、平成25年度に舗装工事を発注いたしましたが、その道路沿いにある2軒の方が、道路の境界について異議があるということで、舗装工事が中断して、現在、砂利道になっております。それで現在も未舗装の状況となっております。

以上です。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

そういたしますと、ただいま道路の境界というお話をされたわけでありましてけれども、これは国調とか図面等を照らし合わせてみますと、いわゆる個人の土地に町は舗装をしたということですか。ということは、その前にも舗装工事はされているわけでありましてけれども、かなり傷んで、新しく舗装工事を平成25年にしているわけでありましてけれども、いわゆる個

人が所有している土地に町は舗装しているということで、そういう理解でよろしいんですか。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

道路敷地に舗装をするという意味です。個人の土地を舗装するのではないです。

以上です。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

そういたしますと、境界のことでというようなお話をされましたけれども、どういうふうな問題が生じて今日まで至っているわけですか。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

もともと舗装道路で、道路敷地部分を舗装されていたんですが、舗装が傷んできたので、平成25年度に町のほうで舗装工事を発注しましたが、同じところを舗装で発注したのですが、その方々が、1人の方なんです、自分の土地はもっと道路側に境界があるというふうな主張をされたので、現在、工事が行われていない状況です。

以上です。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

それは町にある図面を見たら分かりますでしょう、どこまで町が管理をする道路であるのか、どこまで町の道路用地であるのかというようなものは。町の図面を見たら分からないわけですか。個人がそのように主張しましても、その主張が間違っているというようなことは申し上げたわけですか。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

道路台帳という台帳がございまして、それにはどこまで道路かというふうなことが記されておりますので、それに基づいて説明しても、その方が納得していただけないという状況です。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本実君）

この事実は上のほうに伝えてありますか。

委員長（久田伸一君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

平成25年当時に伝えていると思います。

委員長（久田伸一君）

手を挙げてください。

山本実君。

11番（山本実君）

町長、今、担当の課から、今日まで舗装ができない、その事実関係について伝えてあるというふうな答弁であります。このことについて今後どのような対応をしていくのか、それ考え方を聞きたいと思います。

委員長（久田伸一君）

町長。

町長（吉田 豊君）

今、いろんなところから要望等ありまして順次やっておりますので、やはり課題があるところというのは、どうしても後ろに回されるみたいなどころはあります。今、このような状況で話合いが了解を得られるということであるならば、当然、整備をするようにしていくことになろうというふうに思います。

現実問題としていろんな条件がありまして、町道の中にも、公衆道路という項目になっていて、地目、所有者は別になっている形、ただ、地図上では公衆道路となっている場所ですとか、そういういろんな箇所がありますから、ただ、そうなっていても、ここを誰かが、そこの方が、ここまでうちの土地だよと言えば、了解、理解してもらうことが必要になります。

今のケースはどういうふうな状況かというのは、詳細ちょっと今、私、定かに記憶にはないんですが、調べた上で対応できるものになるのかどうなのか、担当のほうで進めるように努力したいというふうに思います。

委員長（久田伸一君）

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

平成25年からのことですね、課長。私は、今のような問題が起きたときに、何を町側に申し上げたいかというのと、やはり町を代表する者がその現場に行って、今の答弁でありますと、何か2人いらっしゃるみたいで、その片方のほうはその権利の主張をされていると、間違った権利の主張をされていると、それがネックになって工事が進まないということがはっきりしているわけですから、それを町のほうには伝えてあるんだと。

お話は変わりますがけれども、この官庁街通りの線でも、拡幅の線でも、以前そういうよう

なことがございましたよね。なかなか拡幅できなかったケースがあります。やはりこういうふうな問題が起きたときには、町を代表する者がその現場に行って、この主張している方からその内容について聞いてくる。担当の課も何回も行っているということは私も分かっています。ですから、その部分については大変ご苦労さまというような言葉を申し上げたいわけですが、やはり何十回行っても同じような状態であるわけでありまして。恐らくそういうようなところも報告はされていると思うんです。

私は、そういうふうなことを聞いたら、やはり町を代表する方がその現場に行って当事者と会って、内容を事細かく説明をする、またお願いをするというようなことが最も大事なことでと思うんです。そして、その本来の持っている道路の利用というようなものについては、安全に安心をして通れるような、そういうような状況を、状態をつくるべきだと思うんですが、町長、どう考えていますか。

委員 長（久田伸一君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

私が行けば片づくというものでもないとは思いますが、詳細を調べまして、どのように進めていくか、また、行って話をすべきかどうかを検討しながら対応してまいりたいというふうに思います。

委員 長（久田伸一君）

山本実君、話は簡単に明瞭にちゃんとまとめて発言をしてください。

1 1 番（山本 実君）

簡単に明瞭に話したいんですけども、私が行ったら片づくものではないと、これは私、町長の答弁としてはいかなものかなと思うんです。まず行ってみてくださいよ。行ってその当事者と話をすべきだという話を私はしているんです。そして、解決の方向に導いていくという、そういう話をしているんです。やはり町を代表するのはあなたなわけですから、その代表する方が行って膝を突き合わせて話をすることによって、何かいい、相手側も心が開けてくる部分があると思うんです。そのことを私は申し上げているわけでありまして。

これから副町長も着任をするわけでありますから、今まで忙しい体であるということは分かっております。今度からそういうような余裕が出てくるわけでありますから、今のような問題が起きたときに、または起きる前だって、そういうようなフットワークを軽くと言ったらいいんでしょうかね、そういうようなことを私は町長にお願いをしたいし、またはできる方だと思っておりますから、そのことをお願い申し上げて、何か答弁ありましたらお聞きしますけれども。

委員長（久田伸一君）

町長。

町長（吉田 豊君）

現状を把握いたしまして対応してまいりたいというふうに思います。

委員長（久田伸一君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（久田伸一君）

質疑なしと認めます。

ここで入替えのため暫時休憩いたします。

休憩（午前11時38分）

再開（午前11時39分）

委員長（久田伸一君）

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、9款から10款までの質疑を受けます。

157ページから198ページまでであります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

質疑なしと認めます。

次に、11款から最終13款までの質疑を受けます。

197ページから202ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

質疑なしと認めます。

以上で歳出の質疑を終わります。

次に、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の質疑を受けます。

203ページから209ページまでであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

異議なしと認め、討論を省略いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(久田伸一君)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成31年度六戸町一般会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

これをもちまして本日の日程を終わります。

次の委員会を9月9日午前10時より本会議室に招集いたしますので、本席より告知をいたします。

以上で本日の決算特別委員会を散会いたします。

ご起立願います。

お疲れさまでございました。

散会(午前11時41分)